

ふじみ野市総合振興計画審議会条例

平成 18 年 3 月 30 日

条例第 7 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、ふじみ野市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、ふじみ野市総合振興計画(以下「総合振興計画」という。)の策定に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 17 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の教育委員会の委員
- (2) 市の農業委員会の委員
- (3) 公共的団体等の代表
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 市民の代表者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る答申の終了までとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、総合政策室において処理する。

(その他)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。